

船舶事故調査報告書

平成29年9月21日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（漁具）
発生日時	平成28年10月15日 01時39分ごろ
発生場所	香川県小豆島北方沖 大部港1号防波堤灯台から真方位026° 5.7海里付近 （概位 北緯34° 37.8′ 東経134° 19.9′）
事故の概要	引船第三大千丸は、はしけ⊕-8をえい航して北東進中、また、漁船漁盛丸は、えい網しながら南東進中、第三大千丸と漁盛丸の漁具とが衝突した。
事故調査の経過	平成28年10月21日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 引船 第三大千丸、19トン 273-9017香川、山口鋼業株式会社 B はしけ ⊕-8、総トン数不詳（全長40.0m） なし、有限会社大野海運 C 漁船 漁盛丸、4.9トン OY3-22560（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、二級小型・特殊・特定 C 船長C、一級小型
負傷者	なし
損傷	A 船底部外板に擦過傷 B なし C 漁具のワイヤが切断、左舷船尾部に破損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北北西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の中央期
事故の経過	A船は、B船をえい航索で連結して引船列（以下「A船引船列」という。）を構成し、約5ノットの対地速力で北東進した。 船長Aは、左舷船首方に前路を右方に横切る態勢のC船を認め、針路及び速力を保持しながら、C船が船首方至近を通過して右舷船尾方に遠ざかるまでC船を見守っていた。 船長Aは、その後海上保安庁から問合せを受け、C船の漁具と衝突したことを知った。 船長Aは、C船の船尾に点灯していた作業灯がまぶしく、また、操業中の漁船が点灯している回転灯をC船が点灯しているようには見えなかったため、C船がえい網していることに気付かなかった。 C船は、えい網しながら南東進中、漁具のワイヤが切断した。
分析	A船引船列は、船長Aが、前路を右方に横切る態勢のC船がえい網

	<p>していることに気付かなかったことから、C船の船尾方を通過した際、A船がC船の漁具に衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、C船の船尾に点灯していた作業灯がまぶしかったこと、及びC船が回転灯を点灯しているようには見えなかったことから、C船がえい網していることに気付かなかったものと考えられる。</p> <p>C船は、えい網しながら南東進中、A船が漁具に衝突したものと考えられるが、船長Cから情報が得られなかったため、衝突に至った状況を明らかにすることができなかった。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、A船引船列が北東進中、C船がえい網しながら南東進中、A船がC船の漁具に衝突したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 他船とは適切な距離を隔てて通過すること。 ・ 見張りの妨げとなる灯火の表示は控えること。